

## 日本・シンガポール経済連携協定(抄)

(新たな時代における経済上の連携に関する日本  
国とシンガポール共和国との間の協定)

署 名 二〇〇二年一月三日(シンガポール)  
効力発生 二〇〇二年一月三日(日本国) 周年五月八日

国会承認、二〇〇二年一月三十一日公文交換、一月二二  
日公布・条約一六号

## 前文

日本国及びシンガポール共和国(以下「締約国」という)は、  
様々な問題に関して共通の認識が得られていることを始め、多  
年にわたる実り多い互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた両締  
約国間の良好な関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識  
し、

国際化及び技術の進歩によつてもたらされる活発なかつ急速に  
変化する国際環境が、新たな多数の経済上の戦略的課題及び機会  
を両締約国に提示していることを確認し、  
革新及び競争を奨励し並びに資本及び人的資源に対する両締約  
国の魅力を高めることにより、このような新たな課題及び機会に  
対処する能力を向上させることが可能であることを認め、  
両締約国の経済上の連携が、両締約国の市場の魅力及び活力  
を高めるとともに両締約国のみならずアジア地域における貿易  
及び投資を拡大し、もつて市場を拡大し及び新たな市場を創設し  
並びに両締約国の経済効率及び消費者の福祉を向上させるであら  
うことを確認し、

両締約国間の経済上の連携が、生起する市場の発展によつても  
たらされる新たな課題に対処するため及び両締約国の市場基盤を  
整備するための規格外野における両締約国間の協力の推進に向け  
た有益な枠組みを提供することを再確認し、

両締約国が当事国となつて他の国際協定に基づき両締約国の  
の権利及び義務、特に世界貿易機関を設立するマニラ協定以下  
「世界貿易機関設立協定」という)に基づき両締約国の権利及び  
義務に留意し、





## 第二章 物品の貿易抄

### 第一節 第一二条

#### 第一二条 (第二二条に基づく内国民待遇)

各締約国は、千九百九十四年のガット第三十条の規定の例により、他方の締約国の産品に對し内国民待遇を与ふる。

#### 第一二条 (関税撤廃)

1 各締約国は、附屬書Iに掲げる産品について、附屬書Iに定める自国の実施自程に従つて関税を撤廃する。関税上のこの特恵待遇は、他方の締約国の原産品に對し、かつ、その輸入が第二十七条の積込基準を満たす場合にのみ与えられる。

2 いずれか一方の締約国の要請により、両締約国は、次の事項を検討するため協議を行う。

(a) 附屬書Iに定める関税の撤廃時期の繰上げ  
(b) 附屬書Iに掲げる品目以外の品目の関税の撤廃に向けた計画

3 この規定する協議により物品の貿易の一層の自由化について合意が得られた場合には、これを附屬書Iに含める。

4 各締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に關連して課されるその他の課徴金が存在する場合には、それらを撤廃する。いずれの締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は輸入に關連してその他の課徴金を新たに課してはならない。

5 この条のいかなる規定も、一方の締約国が他方の締約国の産品の輸入に際して次のものを随時課することを妨げるものではない。

(a) 当該輸入産品と同種の国内産品に對し又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され若しくは生産されている産品に對して千九百九十四年のガット第三二条の規定に適合して課される内国税に相當する課徴金

(b) 千九百九十四年のガット第六六条並びに世界貿易機関設立協定附屬書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する協定第六六条の実施に關する協定及び補助金及び相殺措置に關する協定の規定に適合するダンピング防止税又は相殺関税

(c) 提供された役務の費用に應じた手数料その他の課徴金

第一五条から第一七条まで (略)

### 第一八条 (緊急措置)

1 一方の締約国は、第十四条に規定する関税上の特恵待遇を与えられる他方の締約国の原産品が同条に基づき当該原産品の関税を引き上げ又は撤廃した結果として絶對において増加した数量で自国の領域に輸入された場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に對する重大な損害又は重大な損害の恐れを引き起こす重要な原因となつて中程に限り、当該損害を防止し又救済し及び調整を容易にするため、最小限必要な範圍において、次のいずれかの措置をとることができ、

(a) この章の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること

(b) 次の税率のうちいづれか低い方を超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること

2 措置をとる時点における実行最惠國税率

3 この協定の効力発生の日の前日における実行最惠國税率

4 締約国は、世界貿易機関設立協定附屬書一Aセーフガードに關する協定(以下「セーフガード協定」といふ)第三三條及び第四二條に規定する手続の例により、自国の権限のある当局が調査を行った後においてのみIに規定する措置をとることができ、ただしこの調査は、いかなる場合であつても、その開始の日以後一年以内に完了するものとする。

5 (略)

6 Iに規定する措置をとらうとする締約国は、他方の締約国に對し、当該措置の結果生ずる予想される関税の増大分と實質的に等価の対応を関税に對して講ずることを約束することにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。両締約国が、3(c)に規定する協議において三十日以内の補償について合意することがない場合には、当該他方の締約国は、この協定に基づく関税に關する規定であつて、当該措置と實質的に等価値のものの適用を停止することができる。この規定により約束の適用を停止する利を有する締約国は、實質的に同等の効果を達成するために最小限必要な期間に限り、これを行つたことができるものとする。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

第一九条から第二二条まで (略)

## 第三章 原産地規則 から 第六章 相互承認

### 第七章 サービスの貿易抄

#### 第五九条 (略)

1 各締約国は、前条6(c)に規定するサービス市場アクセスに關し、附屬書IV Cの自国の約束において合意し、特定した条件及び制限に基づく待遇より不利でない待遇を与ふる。注

注 締約国は、前条6(1)に規定する根據によるサービスの提供に關し市場アクセスに係る約束を行う場合において、環境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分であるときは、当該約束をもつて当該資本の移動を認めることを約束したとする。

2 締約国は、同条6(6)に規定する態様によるサービスの提供に關し市場アクセスに係る約束を行う場合には、当該約束をもつて自国の領域への關連する資本の移動を認めることを約束したとする。

3 締約国は、市場アクセスに係る約束を行つた分野において、附屬書IV Cの自国の約束表において別段の定めをしない限り、小地域を単位とするか自国の全領域を単位とするかを問はず、次の措置を維持し又はとつてはならない。

(a) サービス提供者の数の制限数量制当て、經濟上の需要を考慮するとの要件又は独占的サービス提供者及び排他的サービス提供者の許可若しくは設立のいずれによるものであるかを問わない。

(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限数量制当てによるもの又は經濟上の需要を考慮するとの要件によるもの。

(c) サービスの事業の総額又は指定された数量単位によつて表示されたサービスの総産出量の制限数量制当てによるもの又は經濟上の需要を考慮するとの要件によるもの。

注 (c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含めない。

(d) 特定のサービスの分野において雇用され又はサービス提供



者が雇用する自然人であつて、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限数に算入当てるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの。

(e) サービスが合併企業その他の法定の事業体を通じサービス提供者によつて提供される場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限又は要求する措置

(f) 外国資本の参加の制限、外国資本による株式保有率又は個別の若しくは全体の投資額の上限を定めるもの

第二〇条(第七章に基づく内国民待遇) 各締約国は、附属書IV.Cの自国の約束に記載した分野において、かつ、当該約束表に定める条件及び制限に従ひ、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービスの提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える注。

注 この条の規定に基づいて行われる特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものを要求するものとして行われず、競争上の不利益を補償することを要求するものとして行われず。

2 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇を形式的に同一の待遇を与えるが形式的に異なる待遇を与えるかを問はず、1の義務を履行することができる。

3 一方の締約国が他方の締約国のサービスの提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者として有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認めらる。

4 いずれの締約国も、他方の締約国の措置であつて両締約国の二重課税の回避のための協定の適用対象となるものについては、第二十章の規定の適用上、1から3までの規定を援用することができる。

第六一条から第七〇条まで (略)

### 第八章 投資(抄)

第七一条(第八章の適用範囲) 1 この章の規定は、次に規定するものに関する措置であつて締約国が採用し又は維持するものについて適用する。

(a) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資家  
(b) 一方の締約国の領域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

2 この章の規定は、政府調達については適用しない。

3 投資家である自然人の移動については、次章の規定により規律する。

第二二条(略)

第二三条(第八章に基づく内国民待遇) 各締約国は、自国の領域内において、投資財産の設立、取得、拡張、経営、運営、維持、使用、所有、清算、売却その他の処分に関し、自国が同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇(以下この章において「内国民待遇」といふ)を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える。

第二四条から第二七条まで (略)

第二八条(賃借権の買戻し) 工業用地の賃貸に責任を有する一方の締約国の政府の機関は、他方の締約国の投資家の有する土地賃借権を買戻す場合には、次の事項を考慮する。

(a) 当該土地賃借権の残存期間に帰する価値  
(b) 当該機関による当該投資家に対する適当な代替資産の優先的割当て

(c) 当該投資家が当該一方の締約国の領域内の代替資産へ移転するに要する合理的な移転費用

第二九条(一時的なセーフティネット) 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第七十三条に定める義務であつて環境を越える資本取引に係るもの又は第八十条に定める義務に適合しない措置を採用し又は維持することができる。

(a) 国際収支又は対外資金に関して重大な困難が生じており又は生ずるおそれのある状況にある場合  
(b) 例外的な状況において、資金の移転が当該締約国に重大な経済上又は資金上の混乱をもたらす状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a) 国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。  
(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。  
(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。  
(e) 両締約国間で差別しないものであること。

(f) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(g) 他方の締約国の商業上又は資金上の利益に対し必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二八条(投資に関する合同委員会) 1 この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする投資に関する合同委員会を設置する。

(a) この章の規定の実施及び運用について検討し、及び附議すること。  
(b) 第七十六条1に規定する特定の例外について、適当な場合にはその削減又は撤廃を寄与するとともに両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として検討すること。

(c) 投資に関連するその他の事項であつてこの章に關係するものについて附議すること。

2 投資に関する合同委員会は、民間部門の者と共同して合會する第九一条(略)

第二九条(略)

第三〇条(略)

第三一条(略)

第三二条(略)

第三三条(略)

